

地方中小自治体における総合評価による 入札方式導入の可能性について

藤島 博英¹・築瀬 範彦²

¹正会員 足利工業大学助手 工学部創生工学科 (〒326-8558 栃木県足利市大前町268-1)
E-mail:hfuji@ashitech.ac.jp

²正会員 足利工業大学教授 工学部創生工学科 (〒326-8558 栃木県足利市大前町268-1)
E-mail: yanase.norihiko@v90.ashitech.ac.jp

平成17年、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定されて以降、地方自治体における総合評価による入札方式の導入割合が年々増加傾向を示していた。しかし、平成24年に公表された、「公共工事入札契約適正化法に基づく入札契約実施状況調査結果」によると、総合評価を導入した地方自治体は、前年同時期の63.1%に比べ平成23年度は63.6%であった。僅か、0.5ポイントの上昇であった。導入率の上昇幅は年を追うごとに縮小しており、総合評価の導入拡大に頭打ちの傾向が出ている。

しかし、公共調達の実施の透明性・公平性を重視しながら、地域のインフラを維持してゆくには、今後とも品確法に基づく入札制度を導入推進してゆく必要がある。

国は基礎自治体に対し、総合評価の導入・拡大を切望しているが、基礎自治体における総合評価実施に対して、数値目標は示していない。

本研究は、筆者らが実施したアンケート調査および国の公開データと合わせ、基礎自治体に対する総合評価のさらなる導入の可能性について考察する。

Key Words : overall evaluation bidding method, target zone, local government

1. はじめに

平成17年、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確法」)が制定され、以後、地方自治体における総合評価による入札方式(以下、総合評価)の導入割合が年々増加傾向を示していた。しかし、平成24年6月に公表された、「公共工事入札契約適正化法に基づく平成23年度の入札契約実施状況調査(平成23年9月1日時点)結果¹⁾」によると、総合評価を導入(試行を含む、年度内導入予定は含まず)した地方自治体は、前年同時期の63.1%(回答自治体1,797自治体)に比べ0.5ポイント多い63.6%(同、1,788自治体)であった。導入率の上昇幅は年を追うごとに縮小しており、総合評価の導入拡大に頭打ちの傾向が出ている。

図1に示すとおり、総合評価を試行導入から本格導入に移行した指定都市を除く市区町村(以下、基礎自治体)の伸び率は、平成22-23年度比2.6%であり、一般競争入札本格導入率、平成22-23年度比2.8%と同様な伸びを示している。しかし、試行導入の伸び率は、平成21-22年度比5.3%から平成22-23年度比-0.1%と減少している。

図2に総合評価方式による入札の実施件数とその基礎自治体数を示す。総合評価を導入した6割以上の基礎自治体において、総合評価による入札実施件数は1~2件程度である。また、平成21年度に総合評価を実施した基礎自治体数が798自治体であるのに対し、平成22年度は707

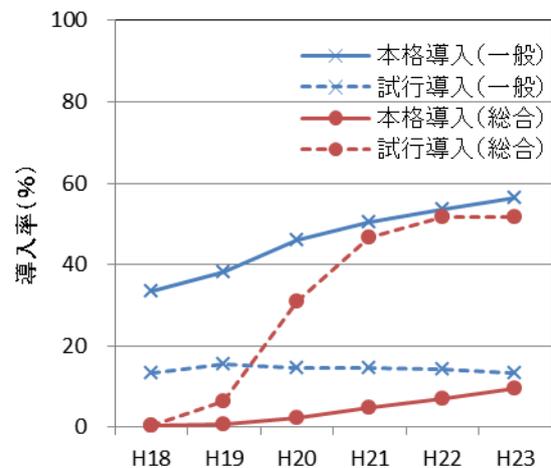


図1 基礎自治体における一般競争入札と総合評価による入札導入率の比較¹⁾

自治体と減少している。これは、総合評価を導入し、一度は実施したものの、何らかの理由により継続的な実施に至らない基礎自治体が多くあることを示している。特にこの傾向が強い基礎自治体は、総合評価の入札実施件数は1~2件である。

このように、多くの基礎自治体において、総合評価の導入・実施に努力していることが推測されるが、本格的な実施には至っていない。

国や都道府県（以下、広域自治体）は、基礎自治体に対し、総合評価導入に関して様々な支援²⁾を行っているが、財政見直しによる自治体職員の減少の中、これ以上の総合評価の導入拡大は難しいと思われる。

しかし、公共調達の透明性・公平性を重視しながら、地域のインフラを維持してゆくには、今後とも品確法に基づく入札制度を導入推進してゆく必要がある。

国は基礎自治体に対し、総合評価の導入・拡大を切望しているが、基礎自治体における総合評価実施に対して、数値目標を示していない。

本研究は、筆者らが実施したアンケート調査および国の公開データより、基礎自治体の総合評価導入についての目標について考察する。

2. アンケート調査の概要

(1) H22年度アンケート調査³⁾

標記調査は、技術系職員や事務系職員の人員配置状況、職員の総合評価に対する意識、また事務量等、地方中小自治体が総合評価方式導入に対して抱える実務上の課題の抽出を目的として、茨城県、栃木県、群馬県の北関東の3県および106の基礎自治体を対象とし、実施したものである。なお、回答率は60.3%であった。

表1にアンケートの設問「平成20、21年度に行われた各入札方式による発注件数」に対する回答の平均値を示す。

(2) H23年度アンケート調査

標記調査は、総合評価の更なる普及・拡大に寄与することを目的とし、すべての広域自治体を対象にアンケート調査を実施した（表2、表3参照）。

有効回答数は、回答のあった41広域自治体の内、表3の全項目に対し回答を得られた37広域自治体である。

但し、一部広域自治体の回答において、発注件数・発注額ではなく入札件数・契約金額の回答である。

3. 広域自治体における総合評価による入札方式の実施状況について

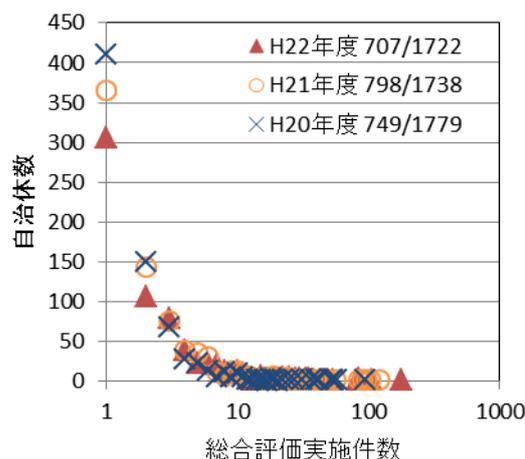


図2 基礎自治体における総合評価実施件数¹⁾

注：凡例の数値は、総合評価実施自治体数/アンケート回答自治体数を示す。

表1 平成20、21年度、北関東3県の基礎自治体における工事発注件数平均値(%)

入札方式	自治体種別	H20年度	H21年度
一般競争入札	市	71.9	76.2
	町	3.0	5.3
	村	0.0	0.0
指名競争入札	市	131.6	153.2
	町	52.4	60.8
	村	35.0	40.3
合計	市	203.5	229.4
	町	55.4	66.1
	村	35.0	40.3

表2 アンケート実施概要

アンケート対象	47都道府県
調査日	平成23年11月
調査方法	郵送調査法（一部、E-mail回収）
回答数、回収率	41自治体、87%

表3 H23年度アンケート設問

平成22年度の行われた工事に関する入札の実施状況についてお答えください。ただし、発注金額は総額は当初契約金とする	
(1)	総発注件数および発注金額の総額
(2)	上記(1)の内、一般競争入札による実施状況 a.発注件数 b.発注金額
(3)	上記(1)の内、総合評価方式による実施状況 a.発注件数 b.発注総額 c.前記aの内、特別簡易型を使用した件数

図3にH23年度アンケート調査より得られた、平成22年度広域自治体における総合評価の実施状況を示す。

左図は縦軸に広域自治体の総発注額に対する総合評価発注額、横軸は、総発注件数に対する総合評価発注件数を表す。また、右図は横軸に全総合評価実施件数に対する、施工計画等の技術審査を評価の要件とせず、同種・類似工事ごとに定められた要綱に従って審査を行う「特別簡易型」の実施件数割合を示している。

総合評価発注割合は、件数比で4.5～68.3%、発注額比で8.7～87.5%程度である。各広域自治体によって実施状況は異なるが、件数比で17%以上、発注額で53%以上のグループⅠと件数比で17%未満、発注額で53%未満のグループⅡの2グループに分けることができる。

グループⅠは、特別簡易型の実施率が6割を超える広域自治体の集団である。グループⅡには、特別簡易型の実施率が6割を超える集団と、特別簡易型を導入していない集団の広域自治体が混在している。

グループⅠの平均値は、件数比で32.1%、金額比で69.6%、グループⅡは、件数比で7.1%、金額比で35.9%であった。ただし、グループⅡの平均値は、特別簡易型実施率50%未満の自治体を対象として平均値を求めた。

以上、技術審査を伴う総合評価を中心に入札を実施した場合、全発注件数の1～2割、発注金額で3～4割程度、特別簡易型を中心に実施した場合、件数で3～4割、金額で7～8割程度の発注であることがわかった。

4. 基礎自治体における総合評価実施可能件数

表1の結果から求めた、平成20、21年度の一般競争

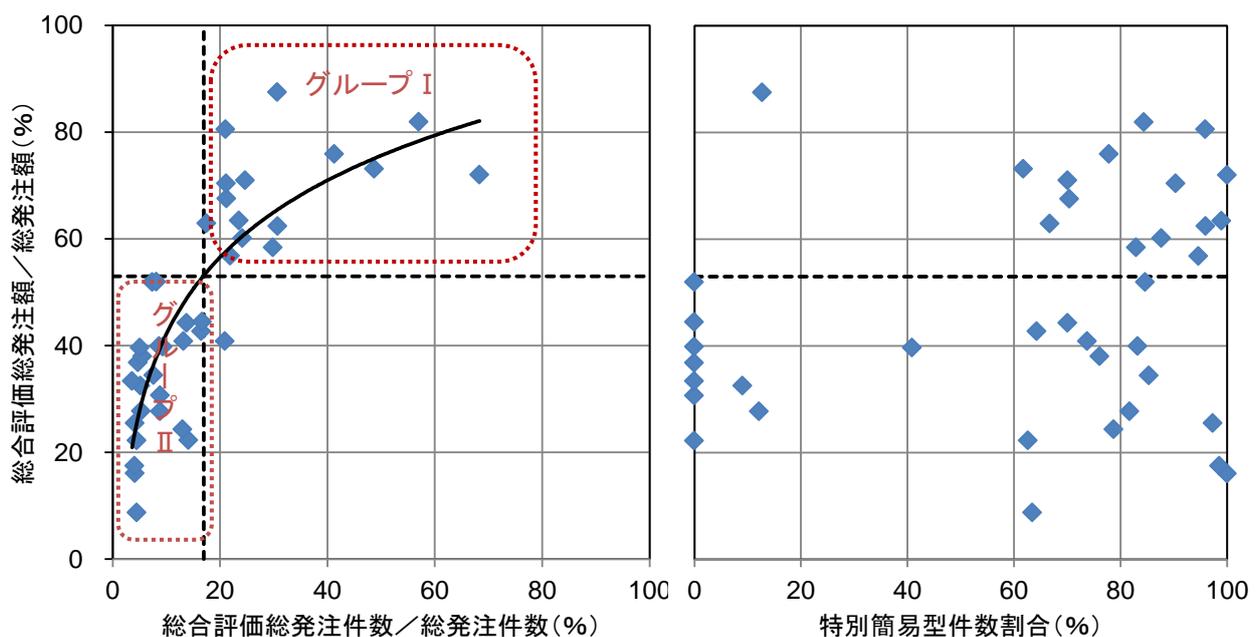


図3 広域自治体における総合評価の実施状況

入札および指名競争入札の合計の単純な平均値は、市216件、町61件、村38件である。

この平均値と北関東の基礎自治体数をもとに、北関

表4 国土交通省調査による1の市区町村における発注工事の平均件数（規模別）（H21年度）⁴⁾

ブロック	1000万円以下	1000万円超～1億円以下	合計（1億円以下）
北海道	69.1	30.9	100.0
東北	95.3	38.7	134.0
関東	70.4	35.2	105.6
北陸	238.5	90.0	328.5
中部	151.9	67.8	219.7
近畿	103.1	41.2	144.3
四国	124.5	39.9	164.4
中国	203.1	49.7	252.8
九州	154.6	59.2	213.8
沖縄	20.2	29.9	50.1
合計	112.5	45.2	157.7

表5 H22年度総合評価実施自治体数から見た達成自治体数

		自治体数			
		区	市	町	村
		23	767	754	184
H22年度総合評価実施		19	471	195	22
能 実 件 数 可 施 可	69件以上	1	5	0	0
	19件以上	2	36	3	0
	12件以上	2	16	2	0

東1市町村における発注工事の平均件数を求めた。その結果は144件となった。なお、北関東の基礎自治体数は、調査時点で、58市36町10村である。

表4に示すとおり、国土交通省によるアンケート調査結果⁴⁾では、1市区町村あたりの発注工事件数は、関東ブロックで106件、全国平均は158件であり、本研究により求められた144件は、全国平均と大きな乖離はない。

そこで、3章で求めた、広域自治体における総合評価実施状況の平均値と北関東の市町村における発注工事の平均件数をもとに、一般的な市町村における実施可能な総合評価件数を求めてみた。グループIの場合、市69件、町19件、村12件、グループIIの場合、市15件、町4件、村3件となった。

上記で求めた一般的な市町村の実施可能な総合評価件数と「公共工事入札契約適正化法に基づく平成23年度の入札契約実施状況調査結果」で示された、平成22年度に総合評価を実施した707自治体の総合評価実施件数を比較した。

その結果を表5に示す。なお、市町村の発注は特別簡易型を中心に行っているため、比較する実施可能件数は、グループIの平均値を使用している。

表中の網掛け部が実施可能件数を達成した自治体数を示しており、市は5自治体、町は3自治体であった。

5. 普通建設費と維持修繕費について^{5)・6)}

広域自治体、市、町村における公共投資の実施状況の違いを把握するため、普通建設費および維持修繕費を参考に検討を行った。

図4に平成14年から平成22年までの地方自治体における歳出に占める普通建設費の割合（上段）、維持修繕費の割合（下段）を自治体の種別ごとに示す。

この結果、普通建設費の割合は、広域自治体、市、町村とも年を追うごとに減少しており、特に、平成14年から平成18年にかけて急激に減少している。また、その割合は、広域自治体が最も高く、市が最も低い。

維持修繕費の割合は、広域自治体、市、町村ともほぼ横ばい状態であり、歳出合計に占める割合は、約1%前後である。ただし、広域自治体および町村は、ほぼ同様に推移しているのに対し、市は、歳出合計に占める維持管理費の割合は1%を超えている。

この違いは、市の場合、インフラが集中した区域を多く含むためであり、それとは、逆に広域自治体は、相対的に町村といった地方部の小さい維持管理を中心に整備を行っていることが要因と考えられる。

図5に平成14年度（上段）および平成22年度（下段）の地方自治体における歳出合計に占める普通建設費

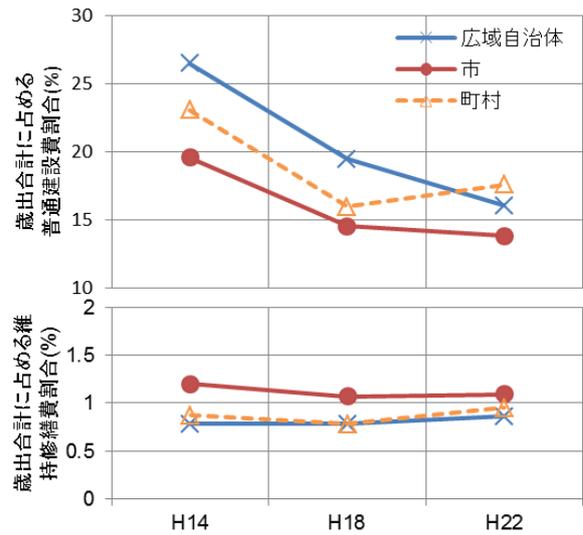


図4 歳出合計に占める普通建設費および維持修繕費割合

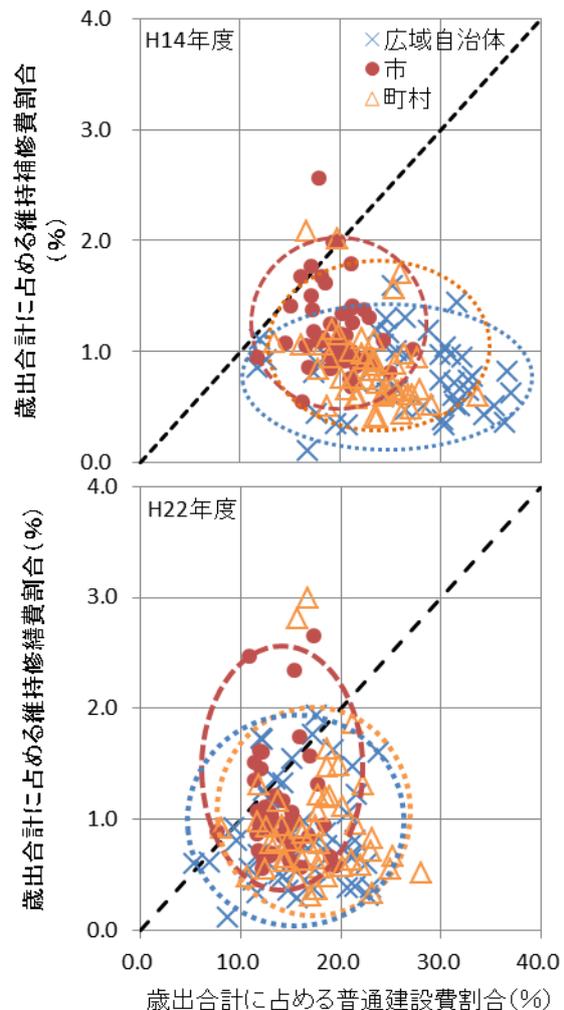


図5 歳出合計に占める普通建設費割合と維持修繕費割合の関係

割合と維持修繕費割合の関係を示す。

縦軸は歳出合計に占める維持修繕費の割合、横軸は、歳出に占める普通建設費の割合を示す。広域自治体、市、町村に分け 47 都道府県それぞれの合計に対する割合である。ただし、縦軸は横軸の 10 分の 1 の比率で示している。

広域自治体の場合、平成 14 年度は普通建設費の割合が 10~40%、維持修繕費の割合が 0.4~1.5%の範囲にあり、普通建設費の割合は横軸に沿って分布が広がっており、バラツキの幅が大きい。平成 22 年度は、普通建設費の割合が 5.4~23%、維持修繕費の割合が 0.4~1.9%の範囲にあり、平成 14 年度と比較すると普通建設費のバラツキは小さくなっている。普通建設費の縮小とともに、維持修繕費の割合が高くなってきている。

市の場合、普通建設費に対して維持修繕費の割合は平成 14 年度に比べ縦軸に沿って分布が広がっている。

しかし、市は、維持修繕費の割合は増えているとはいえ、広域自治体、町村とそれほど乖離は見られず、傾向的には広域自治体、町村のグループと同様であった。

これは、発注方式に大きな変化を与えるほどのものとはいえないと思われる。

6. おわりに

現在まで、品確法に基づき、総合評価を含む公共調達に関して、多くの検討がなされているが、公共工事入札契約適正化法に基づく平成 23 年度の入札契約実施状況調査結果で示されたように、総合評価を含む一般競争入札の導入は頭打ち状態である。そこで本研究は、広域自治体の総合評価実施件数から、基礎自治体における総合評価実施の可能性に対する目安（以下、目標値）を示してみた。

その目標値を基準に、総合評価の実施件数を比較した結果、現時点で、広域自治体並みの総合評価を実施している自治体は、市区 6、町 3、村 0 自治体という結果となり、平成 22 年度に総合評価を実施した 707 基礎自治体の内、達成率はわずか 1.3%にすぎなかった。

ただし、地方自治体における総合評価実施の可能性を述べるには、当然ながら自治体規模や職員の配置状況等多数の問題は含んでいるが、今回の分析において、マクロ的な傾向にとどめるため、捨象していない。

また、普通建設費と維持修繕費の関係から、自治体の種別の中で、市は広域自治体および町村に比べ新設事業の減少とともに、維持管理に対するコストがわずかながら大きくなってきている実態がある。一方、相対的にインフラの集中する区域が少ない広域自治体の約2割にあたる10広域自治体は、技術職員の減少、維持管理費の増

加、公共工事の予算削減の中、積極的に技術審査を伴う総合評価を実施している様子が伺えた。

ただし、特別簡易型の実施割合が高く、総合評価実施率の低い約3割の広域自治体に対して、更なる総合評価の実施を期待したい。

現在、地方のインフラの維持を考え、地方建設業の育成のため、入札制度の改革が検討されている中、今後、市における総合評価の積極的な導入実施が望まれる。

本研究において、基礎自治体における総合評価導入の可能性を広域自治体の総合評価導入実態をもとに検討した結果、現在の基礎自治体での導入状況は、あまりにも乏しいものであった。

しかし、あくまで相対的であるが人口規模15万人以下の市において、総合評価を導入し、うまく対応している事実⁷⁾もあることから、今後、試行段階を抜け、市レベルでの総合評価導入の拡大を期待するものである。

ただし、同じ基礎自治体とはいえ、インフラの集中する区域をほとんど含まない、町村の場合、総合評価の実施に際し、市と同様に扱うことに問題があると思われる。

謝辞：アンケート調査にご協力いただいた広域自治体の職員の方々に深く感謝いたします。また、多くの方々から大変貴重なご意見を賜りました。心から謝意を表します。

参考文献

- 1) 国土交通省、総務省、財務省：入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について、平成 24 年 6 月 25 日
- 2) 藤島、築瀬：地方中小自治体における総合評価の実態に関する調査—広域自治体による基礎自治体への支援状況—、第 39 回土木学会関東支部技術研究発表会講演概要集、平成 24 年 3 月
- 3) 藤島、築瀬：地方中小自治体における総合評価方式導入に適する工種および工事規模に関する分析、第 66 回土木学会年次学術講演会講演概要集、平成 23 年 9 月
- 4) 国土交通省：市区町村アンケート調査結果（地域建設業経営強化融資制度関連）、平成 22 年 11 月実施、http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/31-sinkousisaku/chiikikensetsu/ankete.pdf
- 5) 総務省：地方財政状況調査関係資料都道府県決算状況調（平成 14~22 年度）、http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_1.html
- 6) 総務省：地方財政状況調査関係資料市町村別決算状況調（平成 14~22 年度）、http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_2.html
- 7) 藤島、築瀬：地方中小自治体における総合評価方式による入札制度導入の実態に関する研究、土木学会論文集 F4（建設マネジメント）Vol. 67, No4 特集号, pp.I_239-I_250, 平成 23 年 12 月